



令和3年 5月28日(金)  
(2021年)

No. 15421 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆欧州各国の知的財産制度

—第18回— ポルトガル (下) …………… (1)

# 欧州各国の知的財産制度

## —第18回— ポルトガル (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

### 1. はじめに

本稿は、欧州諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ポルトガルの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

### 2. 総論

ポルトガルの商標制度は、産業財産法に規定され

ている。ポルトガルの産業財産法の制定は、1837年及び1852年に遡る。その後、1883年のパリ条約に対応して、1892年、1894年に改正が行われた。現在の産業財産法は、1940年に制定されたものであり、その後、幾度の改正を経て、現在に至っている。最近では、2019年7月に改正法が施行され、非伝統的商標(匂い、動き、香り等)が導入され、商標権の存続期間が「登録から10年」から「出願から10年」に

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

**みやび坂総合法律事務所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail [jun20dai@gmail.com](mailto:jun20dai@gmail.com)